

愛知県地域防災計画の修正（案）の概要

愛知県地域防災計画

災害対策基本法に基づき、愛知県防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正内容

○ 愛知県の新たな取組等に係る修正

1. 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

2019年5月に中央防災会議が、「南海トラフ地震臨時情報（※）」が発表された場合の対策に関して「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を変更したことに伴い、本県の対応を追加するもの。

※南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表されるもの。

<主な追加項目>

- ・情報収集・連絡体制の整備
- ・住民への周知・呼びかけ
- ・避難対策等（地域住民等の避難行動等、事前避難における避難所の運営）
- ・交通対策
- ・県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
- ・ライフライン関係機関等のとるべき措置

2. 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備



令和元年房総半島台風（台風第15号）における倒木による電柱倒壊

3. 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化

4. 後方支援を担うための新たな防災拠点確保に向けた検討

○ 国の防災基本計画の修正等に伴う修正

1. 災害救助法に基づく救助実施市の指定（名古屋市）に係る修正

2018年6月に災害救助法の一部が改正され、相応の災害対応能力を持つ指定都市を、都道府県と同様に災害救助法に基づく救助の実施主体として内閣総理大臣が指定する「救助実施市制度」が創設され、2019年12月に名古屋市が指定された。

<指定による効果>

- ・避難所の運営や応急仮設住宅の供与等の災害救助を、円滑かつ迅速な実施を図るため、名古屋市が自らの事務として市内の被災者の救助を行う。
- ・愛知県は救助実施市以外の市町村の救助に注力することにより、県内全域の救助の迅速化が図られる。

2. 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知



防災訓練の実施



地域における「手づくりハザードマップ」の作成

3. 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進

4. 中小企業等における防災・減災対策の普及促進